

秋田地本36協定交渉！ NO.2

2. 労働時間法制の見直しに伴い、協定内容の変更点については協定締結者に説明のうえ締結すること。

【回答】36協定の締結にあたっては、協定書の変更箇所等について説明を行ったうえで締結していく考えである。

組合) 今回協定書の変更になり締結者に説明すべきポイントは何になるのか？

会社) ポイントは2点。①月の限度時間45時間、特別延長35時間をおこなうにあたり、これまでは公休日労働を除いていたが、公休日労働が時間内に含まれる。②健康及び福祉を確保するための措置として、必要に応じて産業医の助言指導を実施する。労働時間が一定時間を超えた労働者に対して医師による面接指導を実施する。以上を協定書に記載し締結者に説明し締結していく。

組合) 締結者だけに説明になるのか？ 会社) 管理者および産業医にも変更になった点を伝えていく。

組合) 初めて協定書に調印する方も多くいる。新たに新設されたチェックボックスの要件を満たしている協定である主旨を丁寧に説明し締結していくべき。 会社) そのように説明する。

3. 過半数代表者選出にあたっては民主的な選挙手続きをおこない、公正・公平な選出をおこなうこと。

【回答】過半数代表者、労働基準法施行規則第6条の2に基づき選出を行っているところである。

組合) 立候補者の職場周知について、立候補順に職場掲示等で周知されている。業務の為、また受付窓口担当が休みで立候補できない場合もある。立候補期間が定められている中で「公平性」を考え一斉に公示すべきである。

会社) 立候補者の周知期間をしっかりと取るということで立候補順に周知したのではないかと。どの様なやり方が良いのか検討はしていく。

組合) 投票の際「誰に入れるかわかるね？」と現場長に言われた方がいる。特定の立候補者について職場の最上位職にいる方から、特定の立候補者への投票斡旋であり圧力を感じたと報告されている。職場では公平性がないと不満がでている。

会社) 事実について把握していないが「特定の人物について投票の強制」「事前事後に関わらず投票内容を必要に聴取」することはないように周知徹底してきている。該当するのであれば問題。各現場長に注意するように周知していく。

組合) 新規運転士研修や海外研修等、長期職場にいない方についてはどの様に投票されているのか？

会社) 決められたルールがある訳ではない。病気等にて連絡できない場合もある。研修等で連絡手段がある社員については、過半数代表選の内容について周知し投票してもらっている。投票方は一律で決まりがあるものではない。

組合) 電話での投票であれば、憲法上定めがある「投票の秘密」について蔑ろになる。

会社) 投票の切間近である場合など、さまざまな状況があり電話で確認し誰を代表にするか意思確認することもある。投票・電話の選択肢がある中で、自ら意思表示し選択することは問題ない。今後も誰を選出するのかは本人の意志であり、公平・公正に取り組むことを周知した上で進めていく。

組合) 現場で選挙管理委員会、また開票立会人について労働者代表として立候補している人がいる以上、立ち合いたいという申し出があった場合は立ち合わせるべきである。

会社) 有権者から大勢の人が開票について立ち合いたいという場合も考えられる。業務として管理を行う上で会社の責任上管理・開票しており不正することはない。

組合) 労基署も「組合代表者が立候補したのなら立会人は労働組合を入れることが公正・公平であり望ましい」という認識である。拒む理由が不明である。

会社) 業務として管理できる方が責任を持ち管理している。公平・公正に過半数代表選出を行っている認識である。貴側からの意見については今後検討していく。

組合) 投票結果について立候補者が自分に何票入ったのか開示を求めた場合は開示すべきである。

会社) 現場からの問い合わせはないが立候補者へ配慮する視点もある。本人から問い合わせがあれば開示の仕方については検討する。

組合) 信任投票について「棄権」や「白票」が信任したとなる制度では「信任」する人は投票にいかなくていいとなっていく、投票率が下がれば「不信任」を投じた人が特定しやすくなる。憲法上で定めのある「投票の秘密」蔑ろになっていく。

会社) 確実に代表者を決定していくことが重要であることを考慮し全支社的に同じルールでおこなっている。投票率の低下にならないように会社としても信任投票してくださいと投げ掛けしている。

組合) 信任投票にて両者とも過半数に達しない場合の取扱いは現在ではどの様に考えているのか？

会社) 現時点は再度、代表選挙を考えているが、しっかり過半数代表者を決めていくことが重要である。

4. 36協定締結期間は平成31年5月1日から平成32年4月30日の1年間とすること。

【回答】1日、1箇月及び1箇年の限度時間を定める36協定は、1年間の有効期間で締結したいと考えている。

締結期間は5月1日から1年です。全組合員で働きやすい職場をつくらそう！